

入札監理小委員会  
第394回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第394回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年11月20日（金）15:17～16:41

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）

○港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員

（国土交通省）

大臣官房技術調査課建設システム管理企画室 岩崎室長、栗津課長補佐

（国土交通省）

港湾局技術企画課港湾保全政策室 坂井室長、櫻井品質確保企画官

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第394回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、

①国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）

②国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）

の審議を行います。

最初に、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室の岩崎室長より、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○岩崎室長 国土交通省技術調査課の岩崎でございます。

それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

前回の小委員会で、今年度の契約状況について御説明させていただきました。その特徴などを御説明させていただいたわけですけれども、その後、入札状況の要因分析などを進めまして、来年度の実施要項を変更する考え方について、御説明をさせていただきます。

資料は飛びますが、まず資料A-4で今回、分析した結果と来年度に向けた対応について、簡単に御紹介させていただきます。

めくっていただいて裏面に、業務分野あるいは地方整備局ごとの1者応札の割合をパーセンテージで整理させていただきました。これが一番のベースになっているわけですけれども、これを踏まえて2ページ目以降で分析結果を御説明させていただきます。

2ページ目はまず1者応札の状況で、この表から見えてまいりますのは、特に工事監督支援については一定の競争性は確保されていると考えられますけれども、その他の積算技術、公物管理、用地補償関係といったものについては、まだまだ1者応札の割合が高いということ。各整備局、地方ごとに分析をしますと、関東地整あるいは中部地整、近畿地整といったところでは、全体的には1者応札の割合は低いのですが、それ以外のところについては高いという傾向がございます。

2ページ目の上の箱には何を記載しているかと言いますと、発注者支援業務等を実際に応札される方々はコンサルタント登録をされている方なので、その他のコンサルタント業務について、どのような状況かを書いてございます。

右側の表にありますように、土木の設計ですとか測量、地質調査については、おおむね5者等の中で平均の応札者の欄に対しまして、左側の表に書いてありますように、例えば公物管理、用地補償関係についてはなかなか手が挙がらないというような傾向でございます。

幾つか業者さんにヒアリングをして、ポイントとしてまとめたのが2ページ目の下の箱

になります。まずは、特に公物管理とかの業務になりますと、担当技術者が現場に専任をするという形になりますので、どうしても利益率がなかなか上がらない。他のコンサルタントの設計業務だと複数の業務を担当することもあるわけですがけれども、どうしても公物管理とかいったところにつくと、一対一という形になってしまうということ。それから、他の土木設計業務に比較しますと、発注者支援業務は最終的な成績でなかなかいい点がとれないというところもあって、それが次の受注の機会につながらないということがございます。

遠隔地になりますと、どうしても職員の方の宿舍費の負担ですとか旅費等が必要になりますので、会社経費がどうしても高くなってしまいうということなどがございます。

3 ページ目は各業務別の状況なのですけれども、工事監督支援は先ほど言いましたように、1 者応札は比較的少ないです。積算技術と技術審査は、三大都市圏以外についてはかなり 1 者応札が多い。公物管理につきましても、近畿地整を除きまして 1 者応札が割合が多いということがございます。

下の箱に入りまして、これもヒアリングを踏まえて「①工事監督支援業務」だと全国的にもそれほど差はないので、地域による業務の内容の差はないということ。

「②積算技術業務、技術審査業務」も業務の内容は比較的同じなのですけれども、できるだけ会社近辺で受注したいということがあります。

「③公物管理補助業務」につきましても、道路、河川、それぞれ地域によって特性がかなり異なりますので、ある意味専門性が求められるということで、新規参入については消極的だということがございます。

4 ページに参りまして、近畿地整が全国の中でも比較的競争性が高いわけですがけれども、その要因といたしまして、まず 1 つ目に書いてありますのは、グラフをごらんください。左側のグラフが、地域別に見たこの地域内で発注されるコンサルタント業務を実際に応札される参加者で割ったものです。

最も低いのが近畿地整で、いわゆる業者の数に比べると件数が少ないということで、かなり競争率が高いということがございます。それに比べて、他の地整、特に四国などと言いますと、なかなか手が挙がっていないということがございます。

上の箱に戻りますけれども、業務量が他の地域よりも低いということで競争性が高まって、設計に比べれば利益率は低い発注者支援のほうにも参加する傾向があるということと、京阪神というかなり集積したところに業務箇所があることもございまして、移動距離等がそれほどかからないので競争があるということ。仮にそこでとれなくても、地方で案件があることで、社内で抱えられている技術者を有効活用することで、地方部にも出ていかれるということがございます。

最後のページでまとめますと、設計業務に比べると複数の業務担当ができない。1 人当たりの利益率が低い。それから、遠方の履行場所だと宿泊費等の会社負担費が増加する。担当技術者の人材確保が難しい。こういったところにまとめられるかと思えます。

「今後の対応方針（案）」で、1つ目は、我々の積算の考え方の中で、しっかり企業が適正な利潤を確保できるように、労務資材の取引価格は最も新しいものにしましょうということと、施工の実態を的確に反映し、そういう基準を適用していきましょうというものでございます。

2つ目は、従来どおりといいますか、資格要件の緩和・追加は継続的に必要に応じて見直していきましょう、緩和していきましょうということでございます。

3つ目の○は、担い手確保の話になりますけれども、担当技術者の要件のもとの一つであります、土木・建築・電気などの技術検定試験の受験資格を前倒しにして緩和するということ。

最後の4つ目は積算基準の改定で、これは今年度にかなり改定をしたわけなのですけれども、残念ながら今年度の業務の入札公告をかけた後の改定だったものですから、そのあたりの周知が必ずしもできていなかったこともありますので、簡単に言いますと、業務的にはかなり利益率が高くなるような改定になっているということをしかりとわかっていただく。そういった取り組みとして、情報提供とか説明、業界団体への周知をやっていきたいと考えてございます。

今年度の改定を御紹介させていただきますと、今年度の発注者支援業務の実施要項の改定は、特に資料A-2で「河川巡視支援業務」「堰・排水機場管理支援」「ダム管理支援業務」が3～5ページにございます。

赤字と青字が要件を緩和するところでございます、特に「3. 入札参加資格に関する事項」の「予定管理技術者の資格等」あるいは「予定担当技術者の資格等」のところに、まず資格を国交省の登録技術者資格、河川維持管理技術者を追加させていただいております。また、配置予定担当技術者のところには、それに加えて「河川点検士」をつけ加えているところがございます。こういった資格のところでは要件を追加したいと考えてございますのが、今回の実施要項で言いますところの変更でございます。

続きまして資料A-5は、実施要項以外で競争性を高めるための取り組みとして考えているものでございます。まず表紙をめくっていただいて裏面に「積算基準改定」がございました。

先ほど申し上げましたとおり、今年度の案件から、積算基準の改定を行っております。こちらは何かと申しますと、2ページの表の右側から3列目に $\alpha$ とか $\beta$ がございまして、この $\alpha$ は業務を実施するに当たっての諸経費でございまして、担当部署の職員の方の人件費とか福利厚生費などが当たります。一般管理費は、本社経費等でございます。それぞれの率の実態調査を行いまして、見直したところです。

また、2ページの左側に、普通作業員を技術員に切りかえたものがございまして、こちらは特に夜間ですとか休日に担当していただく情報連絡業務従事者の職階を格上げしたものでございます。こういったものを、実績などを踏まえて改定をしております。

その結果、3ページ目は概算費用としてどれぐらい予定価格を押し上げる形になるかを

まとめたものです。

①については、先ほど言いました夜間の連絡員の方の職階を普通作業員から技術員に改定したということで、約13%。

②のダム管理支援はその他原価については、35%から20%に減額しております。これも実際の働いておられる内容等を鑑みて、他の業務と合わせているところでございます。

③の工事監督支援についても同様でございます。

④の一般管理費率の $\beta$ を30%から35%に変えたということで、これも押しなべますと大体13%ぐらい予定価格を押し上げているという傾向でございます。

続きまして4ページは、担い手の育成に資する施策として考えております「技術検定試験の早期受験」がございます。下の箱を見ていただければと思いますけれども、これまで学科試験を受けるためには、例えば指定学科でありますと、高校3年生にならないと受けられなかったものを、1年前倒して2年生で受けられるようにするものです。工業高校以外の普通高校の場合については、これは実務経験を経てから学科も受けられるように考えてございましたけれども、昨今、工業高校はかなり少なくなってきておりますので、普通高校の方にも興味を持っていただくということもありまして、7年前倒しする案を考えているところでございます。

5～6ページ目は今回、要項で追加をいたしました国土交通省の登録技術者資格あるいは河川の維持管理関係の資格でございまして、それぞれ現在、特に国交省の登録技術者資格については、来年度の実施要項を改定しているところでございます。河川の巡視支援業務についての施設分野を堤防・河道一業務、点検・診断という部分を活用できるようにしようとしているところでございます。現在、その公募中でございます。

6ページ目が河川関係の維持の資格制度でございまして、これは河川技術者教育振興機構が発行しております資格でございまして、河川維持管理技術者が、例えば発注者、公物管理のもので言いますと管理技術者相当になりますし、右側の河川点検士が担当技術者相当でございまして、それぞれ、求められるスキルはレベルが変わってくるということがございます。

以上が資料の説明になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明どうもありがとうございました。

今、民間企業の利益率の問題という話であったのですけれども、技量の高い人の稼働率を上げる。その人を不要に拘束されたくないというのは民間としては当たり前の考え方で、これは民間の経営を支援する立場からも、能力が高い人の稼働率を上げ、その人に無駄に足を運ばせない、拘束しない発注の仕方を徹底していくことが必要かと思えます。

例えば、ここで技術士が資格の要件に入っているのですけれども、この業務でどうして

技術士がいるのかがよく理解ができない。これは支援業務ですから、支援業務ということ  
を前提とすれば、誰か公共側にその業務の責任をもって実行する人間がいて、それを支援  
するというのが支援業務ですよ。

技術士というのは、何か技術的な問題があったときにそれを解決した経験があるかとか、  
そのようなことを論文等で審査されて得られる業務ですよ。ですから、技術にかかわる  
業務を具体的に主体的な立場から実行した経験を評価するのが技術士なのです。

それは公共側の発注者が持つべき資質であって、支援業務者が持つ資質ではないのでは  
ないかと思うというところがある。

あともう一つは、これからも人員が足りないというのはずっと続いていくと思うのです  
けれども、例えばそういう人がずっとオフィスにいて、ITなどを使って現場の人間をうまく  
コントロールして、そのような業務方法を提案したときに、そういうものが認められる  
余地が今の要件ではないのではないかという感じがするのです。

その辺の既存の高い資格があればいいというような、この業務に本当に必要な資格なの  
かどうかを考えなくてはいけない。

今、技術の進歩などを前提とした民間のイノベーションをちゃんと受け入れるようにし  
ないと、これからの人手不足の時代には対応できないと私は思います。この1者応札が90%  
とか100%というのは、競争調達をするという法の制度が機能していないという深刻な事態  
だと思うのですけれども、そういうことと今の人員の状況を考えて、抜本的な対策をとっ  
ていくべきだと思います。

今、私が申し上げたようなことは、民間企業はやっていると思うのです。先ほどの積算  
基準の変更なのですけれども、1者応札が改善できないうちに改善できる見込みが明確に  
ない中で、積算基準だけを緩和していったときに何が起こるかということ、特定の企業に対  
する発注額が上がっていくことが起こるわけですよ。

ですから、発注額を上げることによって競争条件を緩和するというのは順序が違うので  
はないか。民間はもっと自由度を上げることによっていろいろな企業の参画を促している。  
競争が上がった上で、より魅力的にするために積算基準を変えていかないと、順序が違う  
のではないかと思います。

以上です。

○石堂主査 なかなか難しい問題点だと思いますが、いかがでしょうか。

○岩崎室長 まず、2点いただきましたので、技術士というかなり高いレベルの資格をな  
ぜ入れているかということでございますけれども、これはいずれかの資格を有するという  
ことで、複数の資格を提示することでより要件をより緩和するという考え方があろうかと  
思います。

その中で、さまざまな資格、レベルの差はあるのでしようけれども、我々としては、技  
術士というのは一番高いランクに位置していると考えてございまして、高いものから順に、  
例えば1級土木施工とか、土木学会のもの、RCCMといったかなり幅があるものをメニュー

として御提示させていただいているのが実情でございます。

技術士を持っていないとだめということではなくて、あくまでもそのうちの目的を出したらより高い点数になりますし、優位性が高まるということかと思えます。また、担当技術者までそこを求めているわけではございません。いわゆる管理技術者と言いますが、業務を実質マネジメントする能力が求められる方に対して求めている資格でございます。

2点目の積算基準の改定なのですけれども、昨年度、公共工事の品質確保に関する法律が改正されまして、その目的の中に「中長期的な担い手の育成」が明記されております。そのためには、会社としても適正な利潤を確保しなければいけないということもございまして、いわゆるコンサルティング業務を受注される業界だけではなくて、ゼネコンですとかといった工事関係の部分でのものと、設計と両方の分野について、各企業が適正に利潤を確保できるように、そういった一般管理費率などの基準を改定したのが背景としてございます。

法律の改正を契機として、そういった基準の改定を行ったというバックグラウンドがございまして、御指摘のような、確かに1者応札の傾向が改善されない中でそういうことがあると、利益が集中してしまうという御指摘もあろうかと思えますけれども、先ほども言いましたように、この改定を行ったのが4月からなのですが、実際にこの発注者支援業務等の発注時期は、年末から年明けにかけて入札公告を行って、参加意思を表明していただくものですから、基準が改定される前の情報で、まだそれほどもうからない業務だから手控えようとか、そのようなことが昨年はあったのではないかと思います。

一方、繰り返しますけれども、今回、基準を改定いたしましたので、そういう業務的には収益が上がりやすくなっているということが実態としてはありますので、参加意欲は高まるのではないかと想定しておりますので、その効果を高めるために業界団体ですとか、各種企業等に周知なりを図っていきたいと考えてございます。

○井熊副主査 今、技術士に関しては、技術士が持つべき資質は本来、発注側の公共側で担保すべきものであって、支援業務ですから業務を請け負う側に求めるものではないのではないかという意見としてはどうですか。

○岩崎室長 業務自体を、例えば積算技術業務においても、実際に担当される方々ではなくて、それを管理する側の立場は、管理技術者は発注者に成りかわって実際に積算をされる方の業務を管理するという役割ですので、ある意味発注者として求められる素養とか能力も求められるので、技術士相当の職が能力もある程度の必要性というのは言えるのかなと思います。

○井熊副主査 突っ込むようですけれども、発注者が本来行うべき責務を民間に押しつけているということにならないのですか。

○岩崎室長 発注者支援業務が発生した背景を申し上げますと、本来ならば職員が直営でやらなければいけないことがある中で、いわゆる定員削減が実態としては進んでおります。その中でなかなか全てはできないので、発注者が必ずやらなければならないものや直接実



施しなければいけないものと、そうではない間接的なものについては、切り出してアウトソーシングをしてやっていただいているというのが、今の成り立ちでございますので、そういう意味で、ある程度全体的な品質管理などは当然発注者が行いますが、その一部を民間の方にさせていただくという役割分担をさせていただいているということかなと思います。

○石堂主査 今のやりとりをお伺いしていると、井熊委員からも御指摘がありましたように、本来は支援業務だと言いつつ支援される側がだんだん細っていくものだから、支援する人間にいわば主役の役割も果たしてもらわねばなくなってきたのですというように聞こえるのです。そうすると、支援業務というものが変質してきてしまっているということなという気がするのです。

先ほどの説明でも、より高い技術の人間が来てくれたらありがたいというところまでは非常にわかるのです。でも、それが技術士で資格のある者がそこにいてくれないと、実は発注側が困るのだと言い出すと、最初に井熊副主査がおっしゃったように、支援という趣旨からいったら何か変ではないのかということが露出してしまいうような気がするのです。

実態が支援業務と言いながら実はほとんど丸投げしているのと一緒か、それに近いというのであれば、また議論の雰囲気が変わってきてしまうと思うのですけれども、その辺は実際どうなのですか。

○岩崎室長 決して丸投げではないのですけれども、例えば積算技術業務に話は戻りますが、最初、現場の条件、設計図書を作成する中で、実際に構造物などが設計されたものがあるわけですが、設計と現地がしっかり合っているかというところから始まって、そこから実際に工事の予定価格を算出するために必要な各工費の数量などをはじいていただく。その部分は手足業務的なところなのですけれども、一方で、それをまとめ上げて証左的なものをしていただくことが品質管理の観点からは大事なものですから、そこまでは支援業務の中でやっていただいている。

一方、発注者は何をやるかということになるのですけれども、出てきた成果をしっかりきちんとした間違いのないものができているのかという確認は当然しなければいけません。それはなぜかと言いますと、最終的に予定価格を決めるのは発注者の責務ですので、その部分での責任をしっかり果たすために、品質でちゃんと間違いなくそういった計算ができているとか、ちゃんと数量が拾われているかといった、最終的な確認作業は発注者で行わなければいけませんので、そういう部分は残っているということでございます。

○井熊副主査 ただ、この総合評価のものをちゃんと冷静に見ていただきたいのですけれども、ここに書いてあることは資格のことと実績的なことしか書いていないのです。これをやったら、新規参入者は入る気持ちにならないですよ。実績がなくて資格を持っている人がいっぱいいる会社はないと思うのです。資格と実績しか求めていないような事業者評価で新規参入者を募る。新しい業界からの工夫だとかを受け入れる余地はこの評価書にはないと思うのです。

○岩崎室長 実績の部分で言いますと、これはかなり広げて同種業務とか求める対象とし

て、国が発注するもの以外、例えば地方公共団体の発注するものも含めて対象にしているということがあるかと思しますので、今までは国の仕事はしていなかったけれども、都道府県の仕事をしてきた業者さんがそれを同種業務として実績として出して新規参入というのは最近でもありますので、そういう部分では、手は挙がりやすい一定の方向にはなっているのかなとは考えます。

○石堂主査 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○早津専門委員 基本的なところからで恐縮なのですが、資料A-3の13ページに「3-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする」とあって、資格が(1)で書いてあるのですが、その資格、同種業務の実績の説明、雇用関係、業務量とあって、これは3-6にも「配置予定担当技術者に関する要件は、以下のとおりとする」と書いてあるのですが、これはどういう関係にあるのですか。

○岩崎室長 3-5は管理技術者に求める資格で、3-6は実際に細かな作業をやっていた担当技術者の方に求める資格でございます。

○早津専門委員 担当のほうは2級の技士でもいいということですね。

○岩崎室長 より下位の資格まで範囲を広げております。

○早津専門委員 1級というのは2級を持っている人が前提なのですか。そういう資格の取り方ではないのですか。

○岩崎室長 いきなり1級の土木施工管理技士を取得することもできます。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 一点確認ですが、A-5の3ページで、先ほどおっしゃった基準を改定されて原価の積算割合を変えられていると思うのですが、これはこの業務の競争性を緩和するために特別に変えたのではなくて、品確法の改正に基づいて他の業務と同じ基準で改定したものであって、何かこの業務の競争性を考慮して変えたものではないという整理で理解すればよろしいですか。そこをまず教えていただきたいのです。

○岩崎室長 全体の見直しの中で、工事も業務も含めた積算基準の見直しという流れがございます。ただ、例えば30%から35%といった個別の数字については、各業務の実施状況ですとか、会社の状況ですとか、そういったものを個別に調べた上で反映しておりますので、それぞれの業務の特性に応じた、変更内容としては業務の実施状況に応じたものとなっております。

○宮崎専門委員 わかりました。

そうしますと、今度は資料A-6の5ページで、この方の意見かもしれませんが、御意見をいただいた方の意見としては、この改定を適用するとむしろ受注額が減る計算になるというコメントをされております。ですから、本来意図した業務の契約額をふやすことによって、インセンティブとしてメリットを与えて競争性、新規参入を促進したいという意

図が本当に合っているのかということと、この率が適切なのかは引き続き検討いただければという気はいたします。

正直片方、その他原価を15%下げて間接費だけを5%上げると、割合だけ見ると本当に発注額として増額になるのだろうかというのかがわからない。ケースによっていろいろなものがあるのだと思うのですが、そのあたりは引き続き、いろいろな事業者さんの意見を伺っていただいて、また次の改定なりがあれば、それは適切に見直しをかけていただければと思います。

○岩崎室長 基本的には、こういった御指摘のあった資料A-6の5ページ目の意見の例示として挙げられている工事監督支援業務については、確かに実態をよく見ると余りそれほどかかっていないので引き下げたというのが実態でございます。

その他原価は確かに下げましたけれども、ただ、一般管理費については上げております。この一般管理費が占める割合がその他原価よりもかなり大きいものですから、そういう意味で、全体としては工事監督支援業務についても、業務量が一定だとすれば価格は上がっておりますという状況でございます。

いずれにしても、積算基準は定期的の実態状況を調査しながらモニタリングをして、乖離がある場合は見直すというスキームになっておりますので、引き続き注視していきたいと思います。

○宮崎専門委員 わかりました。

ですから、場合によってはいろいろなケースがありますので、作成いただいた資料としては、原価見直しによって発注額を上げてインセンティブとして競争を促進しますという意図のように見えるのですが、必ずしもそうなるかはわからない。あくまでも一定の前提が置かれているわけですから、そうなる可能性もあるということで、そうならない場合もあるのではないかという気がいたしますので、一つのケースとして、9%減、13%増というのがどういう計算かが理解できていないので恐縮なのですが、必ずそうなるのかというところでもないような気がいたしますので、あくまでの目安とかこういう可能性も勘案しているという位置づけとして整理いただいたほうがよろしいのかなと思います。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

どうぞ。

○早津専門委員 一点聞き忘れたのですけれども、先ほどの資料A-3の14ページの下の子定管理技術者の資格の記載の中に「その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者」とあるのですが、これはどういうものを前提としてお考えなのでしょうか。具体例がどこかに書かれているのでしょうか。

○岩崎室長 これは各発注者が業務の内容に応じて指定なりができることを記載しているわけですが、個別の具体的な事例までは今、手元にありませんが、先ほど申し上げましたように、業務特性に応じてそれを達成するために適当と認められる資格があればそれを認めますといったものでございます。

○早津専門委員 私の理解があれなのかもしれませんが、これとほかに何か個別の発注者要件とかがあるということになるのですか。

○岩崎室長 実際は、これはひな形でございますので、これをもとに各事務所が入札公告を行うときに特記仕様書を定めますので、その中で具体的に書けるときは書くということになります。

○早津専門委員 わかりました。

○石堂主査 よろしいですか。

本件はもう6回目ですし、この資料の中でもこれまでいろいろ改善努力をされてきた経緯もたくさん書いてあります。ただ、正直言って、なかなか期待したような効果が上がっていないのが実態だろうと思うのです。委員からも意見がありましたように、新規参入を促すことに余り成功していないと言わざるを得ないという気がするのです。

それはこの要項にどこまで書くかということより、御説明や資料の中にもありましたけれども、業者に対する働きかけといいますか、そういうソフト面の対応が本当は重要なのではないのかなという感じがするのです。

今、早津専門委員からあった点などについても、はっきり言ってこれを読んだだけではわからないのです。これをもとにさらに説明していけばわかってもらえるはずなのだというのが御説明にあったかと思えますし、宮崎専門委員から出た質問も、私もこの意見募集の関係はかなり時間をかけて読んでみたのですが、業者さんの方は受注額が下がってしまうのだと言っているのですが、そのことには一切答えずに「適宜やっています」みたいな答えしか出さないというのは、非常に不親切な答えだと思うのです。

指摘があったなら、その指摘が本当なのか、あるいは業者さんの誤解なのかということを行った上で、改善策なら改善策をやっていくようにきちんと答えないと、もう来なくていいというような答えの書き方が随分目立つような気がするのです。

ですから、要項は要項として、これを運用していく段階でよほど努力していただかないと、項目はいかに改善したように見えてもさっぱりそれほど効果が上がらないという状況が続いていきそうなことを危惧するものですから、そういう意味では、要項のここを直してくれと言うよりも、全体の運用に当たって、皆さん自身が意図している、新規業者がたくさん来てほしいのだということが伝わるようにやっていただくしかないのではないかと思います。

これは私の意見でございます。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますけれども、事務局から何かございますか。

○事務局 先ほどのパブリックコメントの対応の記載ぶりに関しましては、特段よろしいでしょうか。

○石堂主査 私はいろいろ意見を言いたいところはあります。

ただ、それも先ほど私から申し上げたように、一つ一つの問いにきちんと答えているか

ということ国交省さんのほうでもう一回再確認していただきたいと思います。

今回のパブリックコメントのやりとりは公表されるのですか。そうならば、もっと聞かれていることにきちんと答えないと、聞いても無駄だという業者のほうが多くなってしまいそうな感じを受けますので、そこは御注意いただきたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほど私はあえて申し上げましたけれども、この要項を実施していく過程で、ソフト面というか業者さんへの対応に十分留意してやっていただければと思います。

今後、実施要項（案）の内容等につきまして、何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、これで審議は終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省大臣官房技術調査課退室、国土交通省港湾局技術企画課入室）

○坂井室長 港湾局技術企画課の坂井でございます。よろしくをお願いします。

○櫻井品質確保企画官 同じく櫻井です。よろしくをお願いします。

○石堂主査 それでは、続いて国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省港湾局技術企画課港湾保全政策室の坂井室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○坂井室長 それではお手元の資料の中の資料B-4で、まずどういう業務かを説明させていただきます。その後、今年度、競争性の確保がいま一歩進んでいないというところがございますものから、そういった点について業界にアンケート調査をしておりますので、そのあたりの御説明と、今年度はそれを踏まえてどうするかといった流れで説明をさせていただきます。

まず資料B-4が、国土交通省の港湾、空港分野におきます発注者支援業務の流れでございます。今、公共事業はかなり発注関係の事務がふえております。また、現場の監督とか検査の業務、昔は国土交通省の職員が直接担当していたのですが、アウトソーシングを進めてきているところがございます。そういった流れの中の各業務について、責任は国のほう、国土交通省の現場の事務所なり整備局が持っているのですが、そういった作業の手助けをしていただくというところを、発注者支援業務で外注をさせていただいているというところでございます。

全体の流れで言いますと、発注を行う際に、仕様書を作成したり、積算を行うという準

備段階のものがございます。そのところについて御支援いただくのが「発注補助業務」で、こちらの中で工事の数量を拾っていただいたり、図面を作成していただいたり、基礎的なデータの整理をしていただきます。

次に発注の具体的な手続になってきます。昔は価格だけの発注でございましたが、今は総合評価という品質を確保するための取り組みを進めております。そういった総合評価の中で、技術提案のあった項目について評価をするのですけれども、その評価のための下準備といったものを外注しております。それが「技術審査補助業務」でございます。

実際に受注者が決まって現場で工事を行うということになってきた場合、ここに2つございまして、一つは「監督補助業務」で、これは施工に当たって発注者が行う仕事である監督業務の手伝いをしていただくというものです。

最後に、施工の各段階において検査というプロセスがございますが、この検査の部門について、手助けをしていただきますものが「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」という形でございます。

それぞれここに挙げました件数、金額について発注をさせていただいているところでございます。これが市場化テストの対象のものでございます。

前回の委員会でも御説明しましたが、1者応札の割合ですとか応札率の改善がなかなか進んでこないということで、受注者サイドのコンサルタント業界にアンケート調査を行っています。それが資料B-5でございます。

アンケート調査の概要が1ページ目でございます。背景としましては、競争性の確保という形で我々も全力を挙げて取り組んできておるのですけれども、平均応札者数が減少し、1者応札の割合が増加するなど、なかなか改善の傾向が見られないということでございますので、特に港湾、建設関係のコンサルタント会社32社を対象に、今回、状況についてアンケート調査をさせていただいたというところでございます。

回答率は82%で26社から回答があって結構な回収率かと思っております。

状況ですけれども、2ページ以降にアンケートの結果がございまして、まず「(問1) 貴社における最近の状況について」の中で一つ特徴的なところは、受注した業務において技術者の確保に苦慮している、要するに、技術者がなかなか確保できないという状況があります。

一方「(2) 発注者支援業務に対する関心について」では「関心がある」ということで、関心は持っていただいているという状況がわかっております。

3ページ目で「関心がある」ということですので参加していただければいいのですけれども、なぜ参加していただけないのかという問いです。青が「該当する」なのですが、大きく特徴があるのが中段のあたりで青が多いというところでございまして、まずは継続的に受注できるかどうか不安であるとの回答が多いです。

これは後の個別の記述の回答のところにも出てくるのですが、継続性について不安があるということと、それに加えて技術者の確保的なもので、⑥～⑨が全て、技術者が逼迫し

ていることに起因しているようなことが不参加の理由となっており、継続的に受注できるかどうか、技術者が確保できるかどうかです。

これは裏腹の状況でございまして、要するに継続的に受注できるということであれば技術者を確保して、それをしっかり取り組むという選択肢もあるのだらうと思います。全体が逼迫していますのでそれも厳しいのかもしれませんが、一方でそういう不安がある中で仕事に手を挙げようという、どうしても技術者が確保できない、技術者確保の面が非常に大きいところでございます。

我々が今まで取り組んできたロットを工夫するとかその辺は、実際のところ、我々のこれまでの工夫の成果かどうかというのもあるのですけれども、今は余り支障としては挙げられていません。

4 ページ目は入札参加要件です。これまで随分緩和してきたと我々は思っておりますけれども、こちらについては、参入障壁といたしますか、阻害する要因とは考えておられないところが3分の2程度の会社で、そこは支障ではないという御判断をされているようです。

総合評価の加点の状況についても、今の仕組みの中でそこが問題なのだという方は、これまた問題に「該当しない」という方が大体過半を占めているという状況でございまして、参加要件であるとか、そういう総合評価の方式というよりも、むしろ技術者をいかに確保していくかが業界的に課題になっているというところでございます。

5 ページ目は自由意見を書きいただいているのですけれども、例えば、先ほどの継続的に受注できるかどうか心配みたいところで特別に書いておられる方としては「監督補助業務の実績があるが、継続的に受注できなかったため、先行投資（事務費、NTT関係費）が無駄になった」というお話であるとか、技術者の話で、若手技術者が土木工学という分野を目指されなくなった、したがって人の確保が難しいのだという話であったり、需要が流動的だということで、これも継続的に受注できるかどうかわからないことに起因するのだと思うのですが、そういうことで恒常的に優秀な人材を確保することが困難であるというところがございます。

それから、全体的な取りまとめが6 ページ目でございますが、特徴としては発注方式のさらなる改善で何か改善するというよりも、むしろ技術者をどう確保していくかといったところが大きな現状の課題になってございます。

技術者の確保という点につきましては、発注者支援業務にかかわらず、こういう公共事業のコンサルタント分野共通の課題でございまして、これはいろいろな業界団体との意見交換をしておりますと、今回のアンケートには直接色濃くあらわれてきているということもないのですけれども、例えば金曜日に作業の指示を受けて月曜日とかに回答してくれという話であったり、要するに超勤をしたり休日出勤をしたりしなければいけない環境がまだ残っているということであったり、どうしても抱えている業務が多いということで非常に多忙であるということです。

そういったいろいろなことで、若手の方からどうも敬遠されるようになってきていると

いう声があって、業界と最近、意見交換をしているとそういう形になっておりまして、そこは業界だけではなくて発注サイドも含めて、若手技術者の確保に向けた取り組みをしてほしいということでございます。

そういった声を受けまして、今回は対象の業務の要件をさらに緩和するというのではなくて、若手の技術者にいかにこの分野に入っていただけるかという取り組みを業界と一緒にやっていこうということを考えております。

一つには、週末を挟んですぐに答えを出してくれというものについては、そういう仕事の指示はしないようにという通達を改めて先日、各整備局に発出したところでもございます。

また、非常に多忙だということは、逆にどうも利益が薄いこととの裏返しでもありますので、業務の実態に合わせた適切な単価で発注をしていく工夫といったことを一層進めていきたいと思っております。また、やりがいを持っていただくことが必要になりますので、これは各整備局で一部試行的に始めているのですけれども、業界団体と一緒に発注者側の若手技術者と受注者側の若手技術者との勉強会のようなものを立ち上げて、取り組みを始めた整備局もあります。

これはまだ試行的な状況ですので、これから一步一步進めていくところでございますが、そういう中で労働環境を改善するような話、やりがいを持っていただくような話を一緒に取り組む中で、こういう技術者不足に起因する問題の解消を着実に進めていきたいというところを考えているところでございます。

その辺のまとめが7ページの「今後の取り組み」でございます。この発注者支援業務の公告の仕方自体は、「これまでの取り組み」を7ページの上を書いておりますけれども、まず早目早目の入札公告をして早目に落札をゲットして、準備の期間をしっかりとるということ、複数年契約で、1回受注したら少なくとも2年ぐらいは業務がある状況にしていくという取り組み、業務実績もハードルを大分下げまして、以前では各補助業務の種類に応じて設定していたのですが、港湾、空港関係の業務を担当したことがあればやっていた方がいいとか、かなりハードルを下げている状況ということ、業務説明会で、これは毎年12月ごろ、公告を始める前の時期に業界を対象に説明会をしているのですけれども、これもまた、今年もより丁寧に行っていきたいと考えているところでございます。

次に、資料B-6で、具体的にこれまでどういう緩和をしてきたかでございます。先ほど、項目を挙げさせていただいたところを時系列的に整理させていただいたものでございまして、説明は省略をさせていただきます。改善できるところはかなりの改善をしていると考えておるところでございます。

今回、資料B-7がパブリックコメントの中で御意見をいただいたものと、それに対する回答として我々が考えているものでございます。今回、御意見を1件いただきまして、管理技術者に必要とされる要件をさらに緩和してほしいということで、要するに我々は港湾、空港工事に関する業務について過去に担当したことがあるということを管理技術者の



要件にしていたのですが、それを港湾、空港の関係ではなく何でもいいということにしてほしいということをございました。

これは新規参入が困難であるということなのですが、港湾、空港の工事は海上で施工するとか、若干特殊な面がございます。ここに書いております要件は、決して高いハードルではなくて、自治体の業務でもいいですし、国の業務であっても担当者でもいいということにしておりますし、さらに言えば業務だけではなくて工事の関係でかかわったことでもいいということにしてございまして、我々としましてはかなり緩めておるところでございます。

自治体発注の業務でもいいですし、国発注の業務の担当者としてもいいですし、そういう業務の経験を一度、港湾、空港の担当をしていただいてから、管理技術者として手を挙げていただきたい。これは管理技術者だけを縛っておりまして、それ以外の担当技術者は縛っておりません。

管理技術者は何と言ってもその業務の一番の責任者でございますので、何とか港湾、空港の分野の工事の業務経験を持った方についていただきたいというところございまして、ここは現状のとおりにさせていただきたいと考えているところございまして。

具体の要件につきましては、資料B-2、B-3のとおりでございますが、概要は今のとおりで、従来から変更する点は、年次を変えるとかそういうところだけでございまして、今回、特にさらに緩めることは今のところ予定していないところでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○若林専門委員 御説明ありがとうございます。

今後の取り組みについて、若手技術者を確保するためのいろいろな方策を立てられているということはよろしいかと思うのですけれども、現在の実施要項の修正はこれ以上の緩和は行わないということで、先ほどのアンケートの結果を拝見して、例えば総合評価方式の評価方法が入札参加を阻害している要因とはなっていないという結論をつけていらっしゃるのですが、このアンケート自体が少しでも入札者をふやすという趣旨から行われているということを考えますと、例えば19番は答えとしては半々ですし、18番も過半はいいけれども、半数弱いるという中で、このように結論づけられるのかなという疑問がありまして、若干高目というのでしょうか、拮抗しているところはもう少し御検討されてもいいのかなという印象を受けたのですが、いかがでしょうか。

○坂井室長 今回、例えば手を挙げているのだけでも加点が得られずに受注に至らなかったとかいう状況になってくれば、この辺の競争状況の緩和がきいてくるのだろうと思っ

ているのですが、何と言っても全体的に人の確保ができないとか、関心はあるのだが全く手を挙げないという状況でございまして、そういう状況については、総合評価方式の加点の具合を変えるというのは、その後の品質確保の面と裏腹というところもありますので、どんどん緩和していくのも我々はちょっと不安なところもありますので、ことしは特に技術者の確保がクローズアップされてきているのかなと思っておりまして、そこをまず何とか工夫をするような取り組みをやらせていただきたいと思いますところがございます。

○若林専門委員 加点を得られないというのは、加点を得られないのが明らかなのでそもそも参加しなかったということはないのでしょうか。

○坂井室長 総合評価方式というのは評価点と価格のトータルで競いますので、仮に総合評価の点数が若干低くても結果的に勝つ場合というのはまああることとございます。

そういう中で、確かにその会社に有利な配点の仕方はあるのかもしれませんが、そこで少し挑戦をしてみようという行動がとられていないということは、人手の確保みたいな要因が一番大きくきてきているのではないかと、まずはそこを今回、チャレンジしてみたいと思っています。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 アンケートの結果の中で、人の確保に関係するような内容として、落札の公表が3月だと厳しいという話があったりするのですけれども、これはもっともだなという気がするのですが、早めるのは難しいものなのでしょうか。

○坂井室長 これは、我々も極力早目早目にやっていきたいというところはございますが、一方では、予算的な制約と申しますか、まず単年度予算の中でやっておりますので、予算案のできる時期との兼ね合いですとかといったところがまず一つございます。

12月に公告するというのは、我々のほかの業務に比べてかなり早い段階に設定させていただいておりますけれども、あとは手続の中で、例えば暴力団関係者ではないことを確認する工程ですとか、幾つか手順を踏みますものですから、どうしても限度があります。

ただ我々なりに、こういうコンサルタント業務の中ではいち早く発注者支援業務の受注が確定するようなスケジュールでは取り組みをさせていただいているというところではあります。

○早津専門委員 結局、その予算の縛りは絶対的なものだと思うのですけれども、何月までそれを早めることができるのですか。

そのほかのところは努力次第だと思うのです。

○坂井室長 予算というのは、大体は12月の後半に閣議決定となりまして、厳密に言うと国会審議とかの動向もあるようなのですけれども、我々はこの発注支援業務については、閣議決定を受けて公告に臨んでいくという手順をしております。

その後、総合評価の手続ですので、技術提案もいただきながらその審査をするという手順。あわせて落札の候補者が決まった際に、警察に問い合わせるその会社が暴力団関係、反社会的なところの関係ではないという手順を踏む。最後のところは市場化テストの流れ

の中での一つの大きな特色でもありまして、そういう手順を定めていただいているというところで、手順を踏んでいく中で最短で2月下旬ごろです。

確かにさらに早くなれば、人の確保の上でもさらによい方向には作用すると思うのですが、現状で目いっぱい発注側としては早目早目の手続をやって2月下旬ぐらいに落札決定にこぎつけているという状況でございます。

○早津専門委員 そうすると3月上旬と書かなくてもいいのですか。落札者の決定のところですか。

○坂井室長 「2月下旬～3月上旬」で、このころになっておりますが、実は整備局によって、警察との協議の仕方、先方の事情みたいなものがあって、若干前後するようなどころもあります。

○宮崎専門委員 短期的にすぐこの入札要項でどうこうというものでもないと思うのですが、やはり長期的なこととして参加者がなかなかふえないというのは、ある意味で担い手を育成していく観点から重要な課題だと思っているのです。

先ほども同じ意見があったところなのですが、資格と実績を限定するとなかなか新規参入がとれないということもあって、私も専門的なところがわからないものですからあれですけれども、港湾も建設の実績でなければならないのかということになります。

土木工事で河川とか道路とかダムとかもあったりするわけだと思うのですが、そこと何が違うのかをもう一度よく御検討いただいて、類似するものでも足りるのであれば、その緩和は引き続き拡大いただければと思いますし、そこも要件で、港湾と空港への何かがあるのだということであれば、それをさらに拡大するためには、例えば一つなのですが、何か講習会とかちゃんとした研修をやって、これを受講していれば参加できるとか、類似するもので本当に実績がないとできないかは、逆に言うとなんの知識と経験を仕様として求めているのかをよく明確に整理していただく必要があるのかなと思う。

そのための一つとなるかどうかはわからないのですが、今回、アンケートをとっていただいたのは港湾、建設のコンサルタント系企業ですので、そこに限定してとると当然、入札参加資格に関する障害はないという意見になるような気はしてしまっていて、例えば一つ、道路とかダムとか河川とかをやっている土木の建設コンサルタント系でとってみるとどういいう意見があるのかとか、そういうことは引き続き、改善に向けてどういった意見があるのかは継続的に情報を収集していただいて、よりいいやり方があるのかなということを検討いただきたいと思います。

例えば、何か講習をしてちゃんとした専用の知識があるのであれば、それをしっかり受講いただいた方は土木のコンサルタント実績があれば参加できるとか、そういうこともあり得るのかなという気はいたしますので、一つの意見として検討いただきたいと思います。

○坂井室長 わかりました。検討いたします。海洋土木といいますと、作業船を使うとか海上の極めて厳しい自然の中でやるとか、あとは海域の中で地元漁業であるとか、ほかの海の利用との兼ね合いを見きわめながら進めていくとか、いろいろな状況はございますが、

おっしゃるように、そういう分野にいろいろな方が参入していただくというのは非常に重要な話でございます。

ただ、そういう経験を持っておられるコンサルタントの方の数が少ないかということでもなくて、発注者支援業務ですと例えば1年を通じて人を確保していただかなければいけないぐらいのボリュームの業務ですが、ほかの単発の港湾、空港関係の調査業務ですと、今回、この業務についてお示ししているよりももう少し強目の縛りにしてございます。

そういう場合には、実は結構手を挙げていただいております、実際のところはそういう資格を持った方の総量が決して少ないという状況ではない。また、民間資格も含めましてこの分野の資格を持っておられる方は、それなりに数がおられます。

ただ、この業務については、手を挙げていただくのがいま一つ進んでいないというところもありますので、今の御指摘の点は港湾、空港関係のコンサルタントだけではなくて建設コンサルタント全般にも、少し視野を広げて検討してまいりたいと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 今回の意見と重複しているのですけれども、資料B-7の意見の答えを読むと、港湾をやったことがない人に門戸をシャットアウトするようなイメージを受けますよね。

○坂井室長 ワンクッションを置いていただきたいですね。我々としては、もともと国の直轄の技術者がやっていた仕事の一部を担っていただく業務で、しかも責任者になる方が一度も港湾、空港をやったことがないということではなくて、そういう方でも、ほかの業務の担当技術者なりといったところを経験していただいた上で手を挙げていただければウエルカムでございますので、そういうステップを一步踏んでいただきたいと思っています。

この発注者支援業務が港湾、空港関係の業務を担う初めての仕事と言われ、しかもそれがこの業務全体の責任者であるという、我々はかなり心配もありますので、まずは少し、自治体の業務でも国の業務の担当者でも結構ですので、一度港湾、空港の業務を経験していただいて手を挙げていただく。それは決して高いハードルではないと思っております。

○井熊副主査 でも、先ほどのお話であれば、結局この仕事全体を1人でやるわけではないでしょうから、その中に港湾を知っている人が1人いればいいのではないのでしょうか。

○坂井室長 なので、そういう方を管理技術者に立てていただければ問題ないのです。

○井熊副主査 そのほかに関しては、例えば土木のことを知っていればいいのか機械のことを知っていればいいのかということを、もう少し丁寧に説明されたほうがいいのではないかという感じがします。

○坂井室長 わかりました。管理技術者だけを縛っております、担当技術者はもっと広目です。

○井熊副主査 あとは、アンケート調査をやられていることは大変意義深いことかなと思っていますけれども、いかんせんこれは回答者数が二十何名で、1人回答が違えば4～5%数字がずれるアンケート調査なのです。それをもって40%、半数以下の意見のものは阻害

要因となっていないと先ほどありましたのは、ちょっと分析方法としては乱暴だなと思う。

例えば技術者に関して問題を指摘しているのは、3ページでもたくさんありますし、実績に関してもある。だから、そういうことを総合的に見れば、この母数のアンケートであれば4ページの左側の四角にある結論は得られないと私は思います。

ですので、せっかく意見を拾われているのですから、何が本質的な問題なのかをもう少し、こういうものを基点としてやっていたほうがいいのかと思う。

あと、総合評価に関しては、ぜひもっと新規のよりよい提案をしてきた業者を評価するというポイントを入れてほしい。若手の育成とありましたけれども、若い人は十年一日のごとく仕事をしている業界に入りたいと思わないと私は思います。発展性のある業界に入っていきたいのではないか。

建設コンサルタント業界は国土交通省さんの発注の仕方にその業態が大きく左右される場所ですから、その業界が魅力を持たないと人は入ってこないのだと思います。そのときに新しいことをとにかく提案していく。進歩がある業界になっていくというところが、これとは直接関係ないのかもしれませんが必要ではないかと思うのです。

○坂井室長 港湾、空港関係のコンサルタント業務の魅力向上は今、特に大きな課題でございまして、取り組みをさせていただきたいと思っております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

私のほうから、アンケート結果を見ても、継続的に受注できるかが不安だというのがあって、これはどうも契約は単年度か2年くらいと聞いているのです。そうすると、5ページにある初期投資が無駄になってしまったという話がちらっと書いてありましたけれども、大体想定されるのは、何年くらい続けばそういう不安を持たないのか。

要は、3年なら3年の契約だとまあいいでしょうという話なのか、5年くらい続いてくれないと困るというものなのかです。どうして1年なり2年という比較的短期間な契約にとどまっているのかということなのです。

今、平成28年度を展望したときに、それは国庫債務負担要求をしていないからと言われると、なぜしないのだろうという気もするのですが、要するに長目の複数年契約についてどう考えておられるのかをお聞きしたいのです。

○坂井室長 一つには、予算制度との兼ね合いがあって、工事そのものは単年度単年度で予算がついていくということで、先々の業務量が担保されていない中で、工事の手伝いをするこういう業務だけ例えば5年国債というのは、財務省の理解が恐らく得られにくいかなと思っております。2カ年も結構ハードルが高かったのですが、市場化テストの委員会の後押しもあって財務省に何とか認めていただいたという状況がございまして。

また一つは、例えばこれは競争性の確保ということでやっておりますので、ここは決定的な話ではないと思うのでけれども、余りに長い継続契約はそういう意味で固定化するような感じもあるかもしれないと思います。

○石堂主査 長い契約を競争の上でどこかが勝ち取るということはあっていいと思います

けれども、わかりました。

工事が前提とは言っても、実際上は工事が1年1年とは言っても、工事がなくなるわけでもないでしょう。

○坂井室長 担保がされていない感じでしょうね。

○石堂主査 継続していくのではないかという気はしますけれどもね。

○坂井室長 毎年毎年のそういう政策判断を国会でされるに当たって、建前というか何とか、そういう仕組みであるものですから、発注者支援業務だけを長期の国債を組ませてくれということは難しいと思います。

○石堂主査 おかげさまでというのもおかしいですけども、コストの削減、競争原理を機能させるための複数年契約が、債務負担行為の理由として認められているというのもありますので、できるだけお願いします。

これは最終的に各整備局の判断になるのですか。

○坂井室長 これは港湾局の中での全体の判断になると思います。このものについての国債要求となります。

○石堂主査 そういう意味では限度はあるのかもしれないけれども、より長期の契約を結ぶ方策はあるかというあたりの検討をお願いするということですね。

○坂井室長 そのあたりは業界の要望で、どの程度長ければ逆に受注の意欲が増すのかとか、最初は2カ年の国債でも単年度よりは効果があるだろうということで取り組んだのですが、必ずしもいい方向に作用しなかったものですから、国債の効果もどこまであるのかという感じもあるのですが、そこはまた業界と意見を交換してみたいと思います。

○石堂主査 先ほどの案件もそうだったのですが、いろいろと手を尽くしてきているけれども思ったほど改善されていないという状態がずっと続く。本件も5期目とか言っていますから、何というか体質的な問題でいろいろやっても無理なのか、それとも、さらに続けていくことで効果が上がっていくのか、その結果を見るしかないかという感じを思っています。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、この案件につきましても、本日をもって小委員会での審議は終了したものと改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議論の中にもありましたように、業者さんの状況なり何なりの把握が非常に重要だと思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせ

せし、適宜意見交換をさせていただきます。よろしく申し上げます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○坂井室長 ありがとうございました。

引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

(国土交通省退出)